



藤沢市役所

記者発表資料

2020年（令和2年）11月19日

藤沢記者クラブ各位

市税などの納付サービスを拡大します

～デジタル決済の拡大により市税などの納付がより便利になります～

藤沢市では、市税などの納付について、令和3年1月から、県内では初となるウェブ口座振替受付サービスに加え、Pay-easy（ペイジー）納付やスマートフォン決済アプリによる納付などのサービスを開始いたします。

新たなサービスは以下の通りです。

【新たなサービス】

・ウェブ口座振替受付サービス

パソコン、スマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して、24時間いつでも口座振替のお申込みができます。このサービスを利用することにより、金融機関窓口に出向く必要がなく、口座振替依頼書への記入や押印も不要です。

こちらのサービスは、神奈川県内初のサービスとなります。（2020年11月1日現在）

取扱科目は、市税（注）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、施設措置費自己負担金、墓地管理料（西富、大庭台）、住宅使用料、学校給食費（小学校）です。

※金融機関によってウェブ口座振替申込受付サービスをお取り扱いしていない場合がございます。

・Pay-easy（ペイジー）納付

パソコン、スマートフォン、ATMからいつでもどこでも簡単に公金が支払える電子決済サービスです。金融機関窓口の営業時間外でも納付可能です。お取引のある金融機関のサイトからご



藤沢市役所

記者発表資料

2020年（令和2年）11月19日

納付いただけます。

取扱科目は、市税（注）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、学校給食費（小学校）です。

※学校給食費（小学校）は、県内初の取扱いとなります。

※金融機関によって、ご利用方法やご利用いただける時間帯が異なります。また、利用限度額も異なります。

・スマートフォン決済アプリによる納付

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付する方法です。

取扱科目は、市税（注）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、墓地管理料（大庭台）、下水道使用料（市取扱い分）、下水道受益者負担金・分担金、学校給食費（小学校）、保育料、施設措置費自己負担金です。

※保育料、施設措置費自己負担金については、令和3年4月からサービス開始となります。

※学校給食費（小学校）は、県内初の取扱いとなります。

・クレジットカード納付 ※科目、納付上限金額拡大

本市では、平成18年度に全国で初めて軽自動車税のクレジットカード納付を導入したのち、令和元年度に市税4税（注）に拡大して取扱いをしてきましたが、令和3年4月から市税の納付上限金額をさらに引き上げるとともに、取扱科目を国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、学校給食費（小学校）に拡大します。

※学校給食費（小学校）は、県内初の取扱いとなります。



藤沢市役所

記者発表資料

2020年（令和2年）11月19日

（注）市税については、「個人市・県民税（普通徴収）」、「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）」、「固定資産税（償却資産）」、「軽自動車税（種別割）」が対象税目となります。

*この資料に関する問い合わせ先

- ・市税について 納税課 50-3509
- ・国民健康保険料について 保険年金課 50-3517
- ・後期高齢者医療保険料について 保険年金課 50-3575
- ・介護保険料について 介護保険課 50-3527
- ・学校給食費(小学校) について・・・学校給食課 50-8247
- ・下水道使用料, 受益者負担金・分担金等について 下水道総務課 50-8246
- ・墓地管理料について 福祉医療給付課 50-8258
- ・保育料について 保育課 50-3526
- ・施設措置費自己負担金について 地域包括ケアシステム推進室 50-3523
- ・サービス内容について・・・税制課 50-8370